

規格制定以前に使用許可を受けた者に係る墓碑等設置の基準

この基準は、長岡市墓園条例施行規則により墓碑の規格が制定される以前に、墓地使用許可を受けた者の墓碑等設置基準を定めるものである。

1 該当墓域及び使用者

長岡市墓園第2号墓域及び第5号墓域のうち、墓碑等の施行規則施行以前に、墓地使用許可を受けた区画の使用者。

2 墓碑等の設置について

(1) 墓碑の設置

昭和48年3月3日以前に墓地の使用許可を受けた者は、墓碑を新設する場合に限り、以下の基準で設置することができる。

ア 墓碑、墓標又はこれに類する設備の高さは、3.0メートル以内とする。

イ 盛土の高さは、0.3メートル以内とする。

ウ 囲障の高さは、1.0メートル以内とする。

エ 境界との距離は0.05メートル以内とする。

(2) 墓碑以外の施設

昭和49年3月18日以前に墓地の使用許可を受けた者は、墓碑等を新設する場合に限り、墓碑以外の施設を設置することができる。

3 墓碑等の改修について

現状復旧の範囲内での改修を原則とする。

ただし、墓碑の建て替えを行う場合は、現行の長岡市墓園条例施行規則及び長岡市墓園における墓碑等の規格に係る基準で定める規格により行うこと。

4 墓碑等の規格に係る経過

(1) 昭和40年 第2号墓域供用開始 ⇒ 高さ3メートル以内の自由規格

(2) 昭和46年 第5号墓域供用開始 ⇒ 高さ3メートル以内の自由規格

(3) 昭和48年 長岡市墓園条例施行規則により墓碑の規格を定める。

(4) 昭和49年 長岡市墓園条例施行規則により墓碑以外の施設を設置しないよう定める。

※ これ以降に使用許可を受けた者については、規格墓碑のみ設置を認める。

墓碑等の改修について

- 墓碑等の改修とは、設置済みの墓碑及びその他施設を現状復旧の範囲内で修繕又はその一部分を交換することをいい、交換、増設及び新設等は含まない。

1 墓碑

墓石 …… 墓石の交換は、基礎部分の変更を行わない限り改修とみなす。

2 墓碑以外の施設(外柵、墓誌、灯籠、門柱等)

- (1) 外柵の側面など一部分の交換については、改修とみなす。
- (2) 全体の修繕については、交換とみなす。
- (3) 劣化による部分修繕については、全体が劣化していると思われるため、できる限り撤去を求める。
- (4) その他
 - ・ 墓誌 …… 既存墓誌への追記は可。ただし、増設は不可とする。
 - ・ 灯籠 …… 複数設置されている灯籠のうち、一部の交換であれば改修とみなし、全部の修繕・交換であれば交換とみなす。